１　少数歯欠損　40点
２　多数歯欠損　100点
３　総義歯　190点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ００８　ブリッジの試適
１　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点
２　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点
（歯冠修復）

Ｍ００９　充填（１歯につき）
１　充填１
イ　単純なもの　102点
ロ　複雑なもの　154点
２　充填２
イ　単純なもの　57点
ロ　複雑なもの　105点
注１　歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は１により、それ以外は２により算定する。
２　１の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ０１０　金属歯冠修復（１個につき）
１　インレー
イ　単純なもの　190点
ロ　複雑なもの　284点
２　４分の３冠（前歯）　370点
３　５分の４冠（小臼歯）　310点
４　全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）　454点
注１　２について、前歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。
２　３については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。
３　３について、臼歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ０１１　レジン前装金属冠（１歯につき）
１　前歯　1,174点
２　小臼歯　1,174点

Ｍ０１２及びＭ０１３　削除

Ｍ０１４　ジャケット冠（１歯につき）　390点

Ｍ０１５　硬質レジンジャケット冠（１歯につき）　768点

Ｍ０１５－２　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）　1,200点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置）を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

Ｍ０１６　乳歯冠（１歯につき）
１　乳歯金属冠の場合　200点
２　１以外の場合　390点

Ｍ０１６－２　小児保隙装置　600点
注１　クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
２　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
（欠損補綴）

Ｍ０１７　ポンティック（１歯につき）　434点
注１　レジン前装金属ポンティックは、746点を所定点数に加算する。
２　金属裏装ポンティックは、320点を所定点数に加算する。

Ｍ０１８　有床義歯
１　局部義歯（１床につき）
イ　１歯から４歯まで　576点
ロ　５歯から８歯まで　708点
ハ　９歯から11歯まで　940点
ニ　12歯から14歯まで　1,364点
２　総義歯（１顎につき）　2,132点

Ｍ０１９　熱可塑性樹脂有床義歯
１　局部義歯（１床につき）
イ　１歯から４歯まで　662点
ロ　５歯から８歯まで　890点
ハ　９歯から11歯まで　1,108点
ニ　12歯から14歯まで　1,732点
２　総義歯（１顎につき）　2,752点

Ｍ０２０　鋳造鉤（１個につき）
１　双子鉤　240点
２　二腕鉤　222点

Ｍ０２１　線鉤（１個につき）
１　双子鉤　206点
２　二腕鉤（レストつき）　146点
３　レストのないもの　126点

Ｍ０２１－２　コンビネーション鉤（１個につき）　226点
注　二腕鉤の維持腕と拮抗腕にそれぞれ鋳造鉤と線鉤を組み合わせて製作した場合に算定する。

Ｍ０２２　フック、スパー（１個につき）　103点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ０２３　バー（１個につき）
１　鋳造バー　444点
２　屈曲バー　254点
注　鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、60点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ０２４　削除

Ｍ０２５　口蓋補綴、顎補綴（１顎につき）
１　印象採得が困難なもの　1,500点
２　印象採得が著しく困難なもの　4,000点
注１　義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴は、所定点数に区分番号Ｍ０１８に掲げる有床義歯から区分番号Ｍ０２３に掲げるバー及び区分番号Ｍ０２６に掲げる補綴隙の所定点数を加算した点数とする。
２　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ０２５－２　広範囲顎骨支持型補綴
１　ブリッジ形態のもの（３分の１顎につき）　18,000点
２　床義歯形態のもの（１顎につき）　13,000点
注１　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行う場合に、補綴治療を着手した日において算定する。